

議案第 38 号

愛西市の市庁舎統合・増築計画に関する住民投票条例の制定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 74 条第 3 項の規定により、愛西市の市庁舎統合・増築計画に関する住民投票条例の制定について、別紙のとおり意見を付けて議会に付議する。

平成 25 年 6 月 17 日提出

愛西市長 日 永 貴 章

提案理由

地方自治法第 74 条第 3 項の規定により、愛西市の市庁舎統合・増築計画に関する住民投票条例の制定を、意見を付けて付議するためである。

愛西市の市庁舎統合・増築計画に関する住民投票条例案

(目的)

第1条 この条例は、現在愛西市の進めている市庁舎統合・増築計画に対する市民の意思を明らかにするための住民投票を行い、もって市政の民主的かつ健全な運営を図ることを目的とする。

(住民投票の実施)

第2条 住民投票は、次の通り実施する。

- (1) 住民投票に付する事項 市が現在進めている市庁舎統合・増築計画の是非。
- (2) 投票の期日 条例公布の日から30日以内に執行するものとする。
- (3) 投票有資格者 愛西市選挙人名簿に登載されている市民とする。
- (4) 投票の方法 市が現在進めている市庁舎統合・増築計画に賛成のときは投票用紙に○、反対のときは投票用紙に×をつけて投票箱に入れる。
- (5) 投票の執行 市長が執行するものとし、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条の2の規定に基づき、協議により、その権限に属する住民投票の管理及び執行に関する事務を愛西市選挙管理委員会に委任するものとする。

2 市長は、住民投票の結果が確定した時は、速やかにこれを告示するとともに、市議会議長にその内容を報告しなければならない。

(情報公開)

第3条 市長は、住民投票の適正な執行を確保するため、市民が適切な情報に基づいて判断できるよう、必要な情報提供をおこなうものとする。

2 市長は、前項に規定する情報の提供に当たっては、中立性の保持に留意しなければならない。

(投票運動)

第4条 住民投票に関する投票運動は自由とする。ただし、買収、脅迫等投票資格者の自由な意思が拘束され、若しくは不当に干渉され、又は市民の平穏な生活環境が侵害されるものであってはならない。

(投票結果の尊重)

第5条 市長および市議会は住民投票の結果を尊重しなければならない。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、住民投票の施行に関し必要な事項は、委任を受けた市選挙管理委員会が規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

地方自治法第74条第3項による意見書

愛西市の市庁舎統合・増築計画に関する住民投票条例案（以下「住民投票条例案」という。）は、市庁舎の統合・増築計画の是非を住民投票で決定しようとする内容であります。

この度の直接請求は、有効署名数が法定数を超え、3,936人あったことは、市庁舎の抱える課題に多くの方の関心を寄せていただく契機となったと理解しています。

住民投票は、地方議会と市長による代表民主制を基本とする地方自治制度にあつて、これを補完する制度として地方自治法の規定があります。

住民投票を行うにあたっては、それぞれの事案に応じて投票に付すべき事項、成立要件などの事項が定められていることが必要です。また、相当な経費を市費から支弁することや市民の皆様に時間と労力をかけて投票をお願いすることになります。住民投票を実施した場合には、その効果として投票結果を尊重すべきものとされています。

こうした制度の趣旨に照らして、住民投票の実施については、個々にその内容を十分に検討することが求められています。

直接請求の内容について、市長は議会に提案するにあたり、意見を付することとされています。①住民投票条例案の内容に関する疑問点及び問題点、②住民投票条例制定請求の要旨の内容に関する疑問点及び問題点、③庁舎統合・増築計画の必要性及び緊急性の3点について、私の意見は次のとおりであります。

1 住民投票条例案の内容に関する疑問点及び問題点

住民投票条例案の条文の順に、3つの疑問点及び問題点を申し述べます。

- (1) 住民投票条例案第1条には、「市民の意思を明らかにするための住民投票を行い、もって市政の民主的かつ健全な運営を図ることを目的とする。」とあります。

本市の統合庁舎建設・改修事業については、議会制民主主義に基づき議会における調査・検討が行われ、市は議会の決定を踏まえ、市民に情報提供を行いつつ、市の方針に対して理解を求めながら進めています。しかしながら、同条によれば、住民投票をしない限り市政は民主的ではなく、健全な運営を図っていないと述べたに等しいこととなります。この条文は議会制民主主義に則り適正な手続により正当に進められてきた本事業の取り組みの実態と矛盾するものです。

- (2) 住民投票条例案第2条第1項第1号には、住民投票に付する事項として「市が現在進めている市庁舎統合・増築計画の是非」と記載されています。また、住民投票条例制定請求の要旨の中で、「その計画の内容および進め方について、市民に対して説明責任が果たされているとは言えず」、また「庁舎統合・増築は、合併時の協定（佐織、立田、八開の3庁舎を総合支所にし、永和、市江に出張所を設置）を廃止するもので、協定違反です。」との記載があります。確かに合併時の協定ではそうでしたが、平成17年12月27日に設置された行政改革推進委員会、この委員会は学識経験者3名、前合併協議会委員4名を含む計15名で構成し、庁舎のあり方についても重点的に検討され、たとえば、庁舎が分散していることから公用車が走り回って無駄が多い。各庁舎の維持管理経費がかかるため庁舎の一本化を図ることが望ましいなどの意見が出され、平成18年10月に策定した愛西市行政改革大綱の中に効率的な組織・機構の見直し、公共施設の設

置及び効率的な管理運営の推進が盛り込まれ、「分庁方式や本課と総合支所の関係など、市が抱える諸問題について、現状と課題を踏まえながら積極的に検討し、市民にわかりやすく、適切に行政サービスを提供できる組織体制を構築していくこと、公共施設の設置及び効率的な管理運営の推進を図ることを検討していくこと」を踏まえて、平成20年6月30日に設置された「庁舎検討委員会」で20名（委員の構成は、市民の代表である市議会、地域からの代表である総代、土地改良区総代・商工会・文化協会・行政改革推進委員会・農業経営士友の会・体育協会・まちづくり市民会議・老人クラブ・子ども会・社会福祉協議会・PTAなどの団体代表者）の委員から、市民の目線からの意見を出していただき全19回の委員会が開催されました。

委員会では先に掲げた課題を検討し、平成21年12月1日「愛西市の庁舎のあり方」について、分庁方式が既存庁舎を有効活用し総合支所方式による市民サービスの配慮がされているなどの一定の評価をしながら、維持管理費の無駄や老朽化した各庁舎の修繕費及び耐震化費用が多額に見込まれることを理由に、庁舎のあり方の方向性としては、「庁舎を統合」し、「出張所を配置」すると取りまとめられました。そして、「現在の本庁舎を増改築し統合する」、「出張所は4ヶ所以内設置する」と結論づけられ、「維持管理経費の無駄をなくす」、「市民サービスを低下させない」ことを大前提として市へ答申をいただきました。

この庁舎検討委員会の検討内容は、市広報の平成20年8月号から平成22年1月号までの計11回公表してきました。

また、平成18年10月に策定した行政改革大綱の概要は同年11月号の市広報で周知させていただきました。

市としましては、多方面からの委員で構成された庁舎検討委員会の答申を市民の意見として真摯に受け止めさせてい

ただき、平成23年2月「庁舎整備基本計画」を策定しました。

この計画の中で基本方針として、「市民のほか誰もが使いやすい持続可能な庁舎づくり」を目指し、①ワンストップサービスの導入、②ユニバーサルデザインの採用、③支所機能による市民サービスの補完、④市民交流や協働機能等の付加的機能の4つの項目を挙げ、この計画を策定するにあたり市民に対しパブリックコメントの公募もしています。

このように市としましては、市の広報紙、ホームページ及び意見の公募を行い、広く市民に計画を周知しつつ、市民の皆様の見解を聴きながら進めてきています。

- (3) この住民投票条例案には、住民投票の成立要件に重要な投票率に関する規定がありません。住民投票条例第1条において「市民の意思を明らかにするための住民投票を行い」とし、第5条において「住民投票の結果を尊重しなければならない」と規定していることを合わせ考えますと、住民投票を通じて民意を明らかにするためには、一定数以上の有効投票があることなど、住民投票が成立するための条件が必要であると考えます。

例えば、直近の市長選挙の投票率である40.08%以上の有効投票があることを、住民投票を有効とする条件とすべきではないでしょうか。政策を選択するにあたり、間接民主主義を補完するために住民投票を実施し、市及び市議会がその結果を尊重しようとする場合、住民投票の投票率があらかじめ定めた水準を上回るものでない限り、投票結果を民意として尊重することには大きな矛盾があると考えます。

2 住民投票条例制定請求の要旨に関する疑問点及び問題点

- (1) 「行政は住民の福祉や生活あるいは防災の点でも、身近にある必要性が、東日本大震災で明らかになりました。庁舎統

合はこの教訓に逆行するものです。」と記載がありますが、まさに東日本大震災では多くの自治体が被災され、役所の庁舎も機能マヒの状態に陥りました。

そして、防災の指令塔である庁舎が機能しなくなったことでより一層の混乱を招いたことは記憶に新しいところです。

愛西市におきましても、本年5月30日愛知県防災会議の発表では、南海トラフ地震が発生した場合、震度6強という大変強い揺れに襲われるとのことでした。そういった大災害が発生した場合、指揮・命令系統は迅速かつ的確に対応しなければなりません。本庁舎にほぼ全ての行政機能を集約させることで、災害時の円滑な情報収集と迅速な指揮・命令が可能になります。今回計画しています増築棟は、大規模災害時にも防災拠点又は災害の復興拠点としての庁舎機能を維持できる高い耐震性を確保した免震構造を取り入れており、決して東日本大震災の教訓に逆行するものと捉えていません。

- (2) 「借金を含む53億円もの巨額な費用を投じて、将来にツケを回してよいのか。」と記載がありますが、平成25年度当初予算において継続費、繰越明許費補正で計上した統合庁舎整備事業（本工事及び監理費）3,949,700千円、設計費66,150千円、建設改修工事費19,315千円につきましては合併特例債及び公共事業整備基金を活用していくことを考えています。

また、駐車場用地取得関係費185,304千円につきましては合併特例債を活用することとしています。

事業の進捗状況によって、年度間の金額は変わる可能性があります。現在予算計上している分について、全体では公共事業整備基金20億円程度、残りは合併特例債約22億円を充てることとしています。

合併特例債については、元利償還金の7割が交付税措置されますので、市の持ち出し分としては元利償還金の3割となります。従いまして市の財政負担となる額は、1年当たり

4, 700万円程度になるものと考えていますので、このことをもって将来にツケを回したり、サービスの低下に影響があるとは考えていません。

3 市庁舎統合・増築計画の必要性及び緊急性

最後に市庁舎統合・増築計画の必要性及び緊急性について、意見を述べます。

平成23年2月に策定した庁舎整備基本計画の中で、4庁舎の現状を記載しています。本庁舎は昭和47年建設で築41年、立田庁舎は昭和41年建設で築47年、八開庁舎は昭和62年建設で築26年、佐織庁舎は昭和44年建設で築44年になります。このように八開庁舎以外は築41から47年が経ち老朽化が進み、特に本庁舎屋上の防水対策には頭を痛めているところであります。

また、同時に耐震性についても八開庁舎を除いた3庁舎は耐震性能を満たしていません。2(1)の防災関係のところでも述べましたが、愛西市地域防災計画によれば、「防災拠点は、応急対策活動実施時において重要な役割を担う場所である。根幹となる公共施設は、防災拠点となるため所管施設等の予防対策を行うなど、構造耐力基準等の検討を踏まえて、耐震性及び耐火性の向上を図り、適切な維持管理に努めなければならない」とされています。この地域防災計画を踏まえ、特に本庁舎においては防災行政無線を含め防災情報システムが集中しているため、災害発生時に防災拠点施設として本来の機能や役割が果たせるか不安です。また、災害対策本部の設置場所は本庁舎2階大会議室となっていますが、本庁舎が被災した場合、災害対策本部の設置が遅れ、防災拠点又は指令塔としての機能を十分発揮することができるかどうか懸念されます。

また、議会においても平成22年12月22日に庁舎建設等調査特別委員会が設置され、平成25年2月4日までに9回の委員

会が開催され、基本計画、基本設計、実施設計、支所整備計画、財源及びスケジュールなどを審議していただきました。

さらに本会議においても、平成23年3月定例会では、統合庁舎建設・改修設計業務の予算案を、平成24年3月定例会においては、統合庁舎建設・改修工事の予算案を、さらに同年9月定例会においては、同工事費に対する増額予算案をそれぞれ可決していただき、まもなく設計業務が完了するところに至っております。これらにつきましては、市広報、ホームページでお知らせし、議会だよりにも掲載されています。

このように庁舎統合計画については、行政改革大綱を踏まえ、初期の計画の段階から各方面からの意見をいただき今日まで進めてまいりました。

また、5月30日に愛知県防災会議より発表された南海トラフ地震のような巨大地震がいつ何時発生するかわかりません。

防災の観点でよく言われます「備えあれば憂いなし」この言葉を重く受け止めますと「庁舎統合は待ったなし」であり緊急性の高い事業であります。

このような状況を踏まえ、将来の愛西市に大きな負担を残さないよう我々の世代で統合庁舎の整備を実現しなければなりません。そのために市として、今後も市民の皆様や議会に対し、引き続きこの事業の情報提供を行ってまいります。

以上のことから本件については、住民投票の必要性はないと考えております。

議員の皆様には、本議案に対するこれまでの経過を踏まえ、厳正なるご審議と賢明なるご判断をいただきご決定くださるようお願い申し上げます、私の意見とします。

平成25年6月17日

愛西市長 日 永 貴 章